

News Release

2026年8月21日

熊本県中小企業融資制度の取扱開始について

このたび発生した令和8年熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
株式会社熊本銀行（取締役頭取 坂本 俊宏）は、令和8年熊本地震の影響に対応するため、
熊本県中小企業融資制度の取扱を開始しますので、お知らせいたします。
引き続き熊本銀行は、令和8年熊本地震により影響を受ける事業者のみなさまの、事業継続
のご支援に努めてまいります。

記

1. 『金融円滑化特別資金』概要

融資制度	令和8年熊本地震枠	セーフティーネット保証対応枠 (セーフティーネット保証4号 令和8年熊本地震分)
対象となるお客さま	令和8年熊本地震の影響を受けた中小・小規模事業者	
取扱店	熊本県信用保証協会保証が利用できる店舗	
お使いみち	事業資金	
融資限度額	1企業 8,000万円、1組合 1億円	別枠 8,000万円
融資期間	10年以内（据置2年以内）	1年以上10年以内（据置2年以内）
融資利率（固定）	2年以内 年1.50%以内、3年以内 年1.70%以内、5年以内 年1.85%以内、 7年以内 年2.00%以内、7年超 年2.20%以内	
保証料率	年0.00%（県補助後）	

2. 『小規模事業者おうえん資金（令和8年熊本地震分）』概要

対象となるお客さま	令和8年熊本地震の影響を受けた小規模事業者	
取扱店	熊本県信用保証協会保証が利用できる店舗	
お使いみち	事業資金	
融資限度額	2,000万円	
融資期間	設備 1年以上7年以内（6か月以内） 運転 1年以上5年以内（6か月以内）	
融資利率（固定）	3年以内 年1.50%以内、5年以内 年1.65%以内、7年以内 年1.80%以内	
保証料率	年0.00%（県補助後）	

3. 取扱開始日：2026年8月24日（月）

以上

《 本件に関するお問合せ先 》
(株)熊本銀行 営業推進部 担当：信國・阿南
TEL 096 - 385 - 1394